

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	8 - 6
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 施行規則	根拠条項	附則2 - 4		
許認可等	健康診断受診者証の交付				

(根拠規定)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)

(健康診断の特例)

附則第十七条 原子爆弾が投下された際第一条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者は、当分の間、第七条の規定の適用については、被爆者とみなす。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26条)

(法附則第十七条の政令で定める区域)

附則第二条 法附則第十七条の政令で定める区域は、同条に規定する者に対し行う厚生労働省令で定める健康診断の区分に応じ、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第三又は別表第四に掲げる区域(同表に掲げる区域にあっては、原子爆弾が投下された際の爆心地から十二キロメートルの区域内に限る。)とする。

別表第三(附則第二条関係)

- 一 広島県山県郡安野村のうち、島木及び段原
- 二 広島県佐伯郡水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下
- 三 広島県佐伯郡河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川
- 四 広島県佐伯郡石内村
- 五 広島県佐伯郡八幡村のうち、利松、口和田及び高井
- 六 広島県安佐郡久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原及び幸ノ神
- 七 広島県安佐郡日浦村のうち、毛木二
- 八 広島県安佐郡戸山村
- 九 広島県安佐郡安村のうち、長楽寺及び高取
- 十 広島県安佐郡伴村
- 十一 長崎県西彼杵郡福田村のうち、柿泊郷、中浦郷、手熊郷及び上浦郷
- 十二 長崎県西彼杵郡式見村のうち、向郷、木場郷及び牧野郷
- 十三 長崎県西彼杵郡三重村のうち、詰ノ内、白髪及び遠木場
- 十四 長崎県西彼杵郡時津村
- 十五 長崎県西彼杵郡長与村(高田郷及び吉無田郷を除く。)
- 十六 長崎県西彼杵郡矢上村のうち、現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈
- 十七 長崎県西彼杵郡日見村のうち、河内名
- 十八 長崎県西彼杵郡茂木町のうち、田手原名、木場名及び田上名

別表第四(附則第二条関係)

- 一 長崎県西彼杵郡深堀村
- 二 長崎県西彼杵郡香焼村
- 三 長崎県西彼杵郡伊王島村
- 四 長崎県西彼杵郡式見村(向郷、木場郷及び牧野郷を除く。)
- 五 長崎県西彼杵郡三重村(詰ノ内、白髪及び遠木場を除く。)
- 六 長崎県西彼杵郡附松村
- 七 長崎県西彼杵郡伊木力村

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	8 - 6
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 施行規則	根拠条項	附則 2 - 4		
許認可等	健康診断受診者証の交付(2)				

- 八 長崎県西彼杵郡大草村
- 九 長崎県西彼杵郡喜々津村
- 十 長崎県西彼杵郡矢上村(現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈を除く。)
- 十一 長崎県西彼杵郡日見村(河内名を除く。)
- 十二 長崎県西彼杵郡茂木町(田手原名、木場名及び田上名を除く。)
- 十三 長崎県北高来郡古賀村
- 十四 長崎県北高来郡戸石村
- 十五 長崎県北高来郡田結村

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)

(健康診断受診者証)

附則第二条 令別表第三の区域内に在った者は第一種健康診断受診者証を、令別表第四の区域内に在った者は第二種健康診断受診者証を、それぞれ、健康診断を受けるに当たって提出しなければならない。

2 第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならない。

3 前項の規定により、第一種健康診断受診者証の交付を申請しようとする者は様式第三十二号による交付申請書に、第二種健康診断受診者証の交付を申請しようとする者は様式第三十二号の二による交付申請書に、その者が令別表第三の区域内に在った者又は令別表第四の区域内に在った者に該当する事実を認めることができる書類(当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書)を添えて、それぞれ、その居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の申請に基づいて審査し、申請者が令別表第三の区域内に在った者に該当すると認めるときは様式第三十三号による第一種健康診断受診者証を、申請者が令別表第四の区域内に在った者に該当すると認めるときは様式第三十三号の二による第二種健康診断受診者証を、それぞれ、その者に交付するものとする。

(許認可等の基準)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について(平成17年4月1日付け17健第349号保健福祉部長通知)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。

なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第1条に掲げる各号の1に該当する者であって被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第12条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第19条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。

健康診断受診者証の交付について(省令附則第2条第4項)

1 省令附則第2条第3項の規定による政令別表第三の区域内に在った者又は政令別表第四の区域内に在った者に該当することを認めることができる書類としては、おおむね次によること。

(1) 当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	8 - 6
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 施行規則	根拠条項	附則2 - 4	
許認可等	健康診断受診者証の交付(3)			
<p>(2) 前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類</p> <p>(3) 前二号のものがない場合は、市町村長等の証明書</p> <p>(4) 前三号のものがない場合は第三者(三親等以内の親族を除く。)二人以上の証明書</p> <p>(5) 前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書</p> <p>2 1の書類は、認定の判断材料であって、認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めたと行われるべきものであること。</p> <p>審査は、単なる書面審査にとどまらず、可能な限り申請者本人及び申請者の被爆の事実を証明する証明書を書いた者から事情を聴取する等により事実の確認に努めること。事実聴取にあたっては、申請者の家族に対する手帳交付の有無、その時点において初めて手帳の交付申請を行う理由等についても把握しておくこと。</p> <p>手帳交付の決定に際しては、部内の合議による等の適切な審査体制について配慮し、適宜広島県、長崎県、広島市又は長崎市に照会を行うことにより、審査の万全を期すこと。</p>				